

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 25 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21520673

研究課題名（和文） 諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究

研究課題名（英文）Basic study on the local official document, the local financial document and provincial governor in Heian era

研究代表者

大日方 克己 (OBINATA KATSUMI)

島根大学・法文学部・教授

研究者番号：80221860

研究成果の概要（和文）：10～11 世紀の武蔵・上野・丹波・出雲・紀伊・讃岐の国司の任期を明らかにした。それを前提に、九条家本延喜式紙背文書のうち、紀伊国郡許院進未勘文、丹波国高津郷司解、武蔵国大里郡坪付、寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍などについて、それぞれ受領の任期中の国務あるいは受領功過のための資料として作成したもので、任期終了後に関係の深かった藤原道長・頼通の周辺に反故紙として持ち込み、延喜式書写に使用されたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The term of office of the provincial governor of Musashi, Kouzuke, Tanba, Izumo, Kii, and Sanuki of the 10-11th century was clarified. The following point was clarified about the Gunkyo-in-shinmikanmom of Kii Province, the Tanba Province Takatsu-Goji-Ge, the Tsubotsuke of Musashi Province Oosato County and the family register of Sanuki Province in 1004 which were left on the reverse side of the paper of the Englishiki kept in Kujou family. They were made as a document for duties during the term of office of the provincial governor or work performance evaluation of the provincial governor. They were considered to be a scrap of paper after the term of office of the provincial governor. They were brought in around Michinaga or Yorimichi Fujiwara. They were used for Englishiki handwriting. As for each provincial governor, relations were close with Michinaga or Yorimichi Fujiwara.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	600,000	180,000	780,000
2010 年度	500,000	150,000	650,000
2011 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：受領、九条家本延喜式、讃岐国戸籍、大里郡坪付、郡許院、高津郷

1. 研究開始当初の背景

平安時代中期・後期は古代から中世への転換期とされ、律令制的支配体制からの変化、

中世的支配体制の成立がその大きな研究課題とされてきている。そのなかで、受領の動向は、地方支配体制の転換のみならず、当該期の政治権力構造をも明らかにする重要なポイントとして、多角的かつ多数の研究が積み重ねられてきている。一方で、地方支配にかかわって諸国で作成され政府に提出される公文類も、また書式や内容が地方支配のあり方やその展開を明らかにする基本的な史料として、研究されかつ利用されてきている。かつては、諸国公文の内容分析から直接地方支配のあり方やその展開を論じる研究が多かったが、近年は、その前提として公文勘会および受領功過との関係からそれら公文の史料的性格を明らかにしようとする研究が進められつつある。また同時に、公文勘会と受領功過を通じて受領と地方支配のあり方とその変化を研究する動向にもある。

そうしたなかで、申請者も平成 17 年度～19 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「『出雲国正税返却帳』を中心とした公文勘会と平安中期財政の研究」(以下、前研究)により、公文の一つである「出雲国正税返却帳」(九条家本延喜式裏文書)の研究を行い、その原形の復原、翻刻を行うとともに、不明確だった当該期の出雲国受領の任期を明らかにすることにより、撰関家家司でもある藤原行房任中の公文であり、公文勘会と受領功過のため作成されたものであることが明らかになった。またその過程で、従来 11 世紀後半における封戸制の崩壊過程を示す史料として取り上げられてきた「東大寺封戸文書書上」に記載されている東大寺から諸国に発行された封戸物の惣返抄も、各国の受領の任期と功過定の時期を明らかにすることにより、受領の公文勘会との関係で発行されている場合が大多数であることが明らかになった。

このことは、他の諸国公文や財政文書等も、個々の受領の任期および任中・任後の公文勘会・受領功過の状況を明らかにし、関係づけることで再検討の道が開けることを示していると考えられる。たとえば九条家本延喜式裏文書として残存する「紀伊国郡許院収納米帳」「丹波国高津郷司解」なども、その内容については多くの研究が積み重ねられてきているが、かつて中込律子「紀伊国郡許院収納所解・丹波国高津郷司解に関する一考察」(『中世日本の諸相』上 吉川弘文館 1989)がそれぞれの受領との関係を示唆し、また在地の実態をただちに反映したものでないことを受けて、福島正樹「財政文書からみた中世国家の成立」(『中世成立期の政治文化』東京堂出版 1999)が具体的機能についての検討が新たな課題となっていると指摘した状況は、現在でも基本的には変わっていないと考えられる。その課題解決のための視点を提供することにもなる。

国司の任期については、宮崎康充編『国司補任』が任命、見任、遷任、前任の史料を網羅的に収集、提示し、申請者を含めた多くの研究がその恩恵を受けているが、任命記事、遷任記事のないものについては、個々の任期が明確になっているとは限らない。可能な限り、個々の国司一特に受領について任期を明らかにすることは、基礎的な研究として、当該期を扱う他の多くの研究にも寄与する重要な意義をもつと考える。

2. 研究の目的

①10 世紀～12 世紀前半までの諸国の受領(守または介の任期を可能な限り明らかにする。
②九条家本延喜式裏文書の諸国公文について、受領との具体的関係を、公文の反古紙が撰関家に集積され延喜式の書写に利用された状況との関係を含め、順次明らかにする。とくに下記の 6 通を中心に検討する。

- (a) 紀伊国郡許院進未勘文、
- (b) 丹波国高津郷司解と受領、
- (c) 武蔵国大里郡坪付、
- (d) 寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍、
- (e) 長徳 4 年某国戸籍、
- (f) 年末詳某国戸籍

3. 研究の方法

東京国立博物館蔵九条家本延喜式デジタル写真(巻 2、巻 8、巻 11、巻 22)を精査し、紙背の(a)紀伊国郡許院進未勘文、(b)丹波国高津郷司解と受領、(c)武蔵国大里郡坪付、(d)寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍、(e)長徳 4 年某国戸籍、(f)年末詳某国戸籍を翻刻する。それぞれ内容を整理した表を作成する。

諸国国司(受領)のなかでも、とくに九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領の関係を考察するための基礎資料として、武蔵・上野・丹波・出雲・紀伊・讃岐 6 国の国司の補任、見任、遷替等の史料について、その任期を推察可能なように抽出、配列し表として整理する。ただし、出雲国については大宝元年(701)～保元元年(1156)、他は九条家本延喜式の書写された年代、料紙と持ち込まれた年代各文書の作成した年代等との関係を推察可能範囲で、便宜的に延喜元年(901)～応徳 3 年(1086)とした。

とくに文書(c)(f)については、これまでの研究でも個々の受領との関係について検討されていないため、武蔵、讃岐の個々の受領の分析を深めた。

以上をふまえて、(a)～(f)の史料的性格、受領との関係を分析した。

4. 研究成果

(1) 諸国の国司

① 諸国国司表

九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領の関係を考察するための基礎資料として、武蔵・上野・丹波・出雲・紀伊・讃岐6国の国司の補任、見任、遷替等の史料を、その任期を推察可能なように抽出、配列し表として整理した。丹波・紀伊・出雲は守、武蔵・讃岐は守・介・権介、上野は介を整理した。
(<http://www.hist.shimane-u.ac.jp/Nihonshi/Obinata/kaken2011/諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究.pdf> に掲載)

以上のうち、下記の(2)と直接関係する武蔵、讃岐の受領について具体的な分析成果を以下に示す。

② 武蔵守

- ・藤原寧親。任期は長徳2年(996)～長保元年(999)。
- ・藤原惟風。任期は長保2年(999)～5年(1003)。
- ・平行義。寛弘元年(1004)に任じられた。任終年は不明。
- ・豊原為時。任期は寛弘年間後半～長和3年(1014)の間か。
- ・源頼貞。長和4年(1015)ころから武蔵守か。任終年は不明。
- ・(姓欠)光衡(光平)。任期は寛仁4年(1020)～治安3年(1023)か。治安3年に公文勘済を進めている。
- ・平致方。任期は長元元年(1028)～4年ころ。
- ・(姓欠)有経。長元5年ころ武蔵守。
- ・菅原脩政。長久元年に前司としてみえるだけだが、他の守の任期から推測すると、(姓欠)有経の後任で長元末から長暦年間(1036～1039ころ)の可能性もある。
- ・藤原惟経。長久元年(1040)に守に任命。
- ・中原師重。永承3年(1048)に守としてみえるが、任期は不明。

③ 讃岐国の受領

11世紀初頭まで、讃岐国の受領は介または権介である。本研究では、これまで不明だった介・権介から守への受領の転換を明らかにできた。

・10世紀の受領。永観元年(983)以前は守の参議兼任が慣例となっていたため、介または権介が受領だった。延喜年間以降受領は、権介橘澄清、介藤原俊蔭、権介藤原頭佐、権介平伊望、介藤原忠文、介菅原淑茂、介藤原国風、介伴彦真、介上毛野行兼、介藤原子高、権介藤原清遠、権介大江齐光、権介賀茂連量、権介源通理、権介藤原永頼の順だった。とくに10世紀後半、藤原清遠以降は権介が慣例

となった。

・藤原永頼。天元5年(982)に受領として権介に任命。永延2年(988)に受領として再任されるが、このときは守だったと考えられる。永頼は藤原実資と関係が深く、銭を貸したりしている。

・源時明。正暦3年(992)に東三条院御給で讃岐の受領に任じられ、同5年に3年で辞している。『小右記』は「受領」とするだけなので、守か介(権介)かは判然としない。

・源奉職。受領としての見任史料はみえないが、『権記』長保元年(999)8月29日条に前讃岐介奉職の二条宅に東三条院詮子が遷居したとみえること、同長徳4年(998)2月15日条に源至光が讃岐介としてみえることから、奉職は正暦5年に源時明の後を受け、長徳3年(997)まで讃岐介の任にあったとしてよい。藤原道長の法華三十講に非時を献上するなど、東三条院・道長との関係も深い。

・源至光。介としての任期は長徳4年(998)～長保3年(1001)ころ。長保5年2月20日には藤原頼通の元服に奉仕しており(『権記』)、道長・頼通との関係は深い。

・源高雅。寛弘4年(1007)以前、寛弘元年～2年を含む期間が守としての任期。寛弘5年正月20日に受領功過定をうけている(『権記』)。藤原道長・頼通の家司受領は源高雅からはじまる。守が受領となる慣例も高雅から。道長の法華三十講への非時献上、堀河辺の家の献上など道長への奉仕は多大であり、その背景にし受領として蓄積した財力があつた。淀に倉庫・拠点をもち讃岐からの収納物、私財を保管、蓄積していたことがうかがえる。また高雅の二人の妻はいずれも道長室源倫子の乳母だったことは、高雅と道長の関係の深さを示している。

・大江清通。源高雅の後任の守で、任期は寛弘4年(1007)・5年を含む期間。藤原道長は方違でたびたび清通宅を利用し、寛弘3年の法性寺五大堂の復興造営、長和2年(1013)の法興院の再建事業などへの多大な奉仕をしている。また近江守に転じた源高雅とともに彰子の中宮職職員に任じられているように、道長との関係は非常に深いものがあり、「相親左府之人々」として大江清通・源頼親・源高雅・高階業遠の4人が並んであげられている(『小右記』長和元年6月28日条)。

・藤原伊祐。大江清通後任で、長和3年(1014)初頭に死去するまで守の任にあったとみられる。藤原実資と近い関係にあつたが、方違の宿泊場所とされるなど道長とも関係も浅くなかった。

・源濟政。長和3年(1014)～寛仁3年(1019)が任期。藤原道長の近親者で家司でもある。

・源頼国。守としての任期は寛仁4年(1020)～治安3年(1023)。藤原道長・頼通に仕えた受領である。

・源長経。守としての任期は万寿元年(1024)～長元2年(1029)。藤原実資との関係は深いものがあるが、道長との関係はさほどみられない。

・源保任。長元9年(1036)に讃岐守として見任(『左経記』)。実資との関係はうかがえるが、道長・頼通との関係を示す史料はとくに見あたらない。

・藤原憲房。守としての任期は長暦年間から長久元年(1040)6月まで。讃岐国の所進物の未済・徴収をめぐる問題と官物徴収に関わる国司・郡司・百姓らの対立が太政官にもちこまれ、後朱雀天皇の判断で讃岐守を解任されている。

・藤原邦恒。憲房に代って、長久元年(1040)6月8日に守に任じられた。関白藤原頼通が後朱雀天皇の意向を押し切ったもの。

東大寺文書のなかに残っている永承元～2年(1046～47)にかけての讃岐国封戸物関係の文書5通のうち、永承2年の4通は守藤原家経の封戸物進済にかかわるものであるが、永承元年の1通は前讃岐守として藤原邦恒が任中の封戸物を一挙に進済しようとしたことにかかわるものとみなせる。しかし一部が未納のままとなっており、永承3年に提出された邦恒の不与状に問題が指摘されていた(『春記』)ことと関係すると思われる。

邦恒は受領としての財力を頼通への奉仕や造寺・造仏につきこんだ典型的な家司受領である。天喜年間に西院の邸宅に造営した阿弥陀堂は西院邦恒堂と呼ばれ、その阿弥陀仏は定朝作で、「天下以_レ是為_二仏本様_一」とされていた(『長秋記』長承3年(1134)6月3日条)。白河上皇も密かに参拝し(『中右記』永長元年(1096)3月15日条)、鳥羽上皇の勝光明院造営においても仏像製作の参考にされている。

・藤原家経。守としての任期は永承元年(1046)～天喜2年(1054)2月。藤原道長の命を命をうけて上東門院彰子に献上する万葉集を書写している(『万葉集』仙覚文永本巻第20奥書)。

・藤原隆佐。天喜2年(1054)2月23日に讃岐守に任じられたが、同年12月29日には伊予守に転じている。道長・頼通に奉仕しているが、とくに頼通家の家司受領として藤原邦恒とならぶ代表格の一人である。文章生、内記の経歴をもつことから、文筆力も期待された家司だったと思われる。

以上、源高雅からはじまって、大江清通、源濟政、源頼国、藤原憲房、藤原邦恒、藤原家経、藤原隆佐と、藤原道長・頼通の家司であったり、非常に関係の深い受領が続いた。寛弘元年讃岐国戸籍が九条家本延喜式紙背に残ったのも、これらの受領との関係で考えるべきである。

(2) 九条家本延喜式紙背の国衙関係文書と受領

① 紀伊国郡許院収納所進未勘文と紀伊の受領

紀伊国郡許院収納所進未勘文は、九条家本延喜式巻2の紙背に断簡として残存する。それらを整理すると甲帳・乙帳・丙帳と仮称される3通の文書からなることがわかる。これらは郡許院収納所で作成、提出された文書であり、目代から税所に下され、照合が行われ、国司に勘申されたものとみられる。

各記載項目ごとに付された朱と墨の二種類の合点、朱と墨による訂正の状況からすると、照合は少なくとも二度にわたって行われたとみられる。

国司の任終に際して交替のための資料として税所に保管されていた一任分をまとめて京送したのではなく、任中の執務の必要から乙帳が作成された時点で同年分3通をセットにして国司の許に進めたものであろう。

紀伊国郡許院収納所進未勘文の紙背が九条家本延喜式書写に用いられた契機はその時期に紀伊守で藤原頼通の家司だった平定家にある。定家の家は祖父親信・父行親と代々家司をつとめ日記を残している。その職務上も書写の料紙として多くの反故紙をストックしており、それらが延喜式書写の料紙として提供されたと考えられる。

② 丹波国高津郷司解と丹波の受領

九条家本延喜式巻2の紙背に使用された丹波国高津郷司解断簡は年欠のA帳、天喜5年(1057)12月日付のB帳、天喜6年3月12日付のC帳、同年8月日付のD帳の4通からなっている。

これらも受領が済物を弁済する際の資料とされたものと考えられる。このときの丹波守は橘俊綱であるが、権介中原師平が直講として勘判に名を連ね、しかし署判していないこと、師平が師実の家司になることなどを考えると、この文書の紙背が延喜式書写に使用された契機は師平にある可能性がある。

③ 武蔵国大里郡坪付と武蔵の受領

巻22の紙背に使用されているのが武蔵国大里郡坪付の断簡である。坪付の記載内容は10世紀以前の様相をうかがわせる。校田授口帳の基礎資料として大里郡から国衙に提出されたものである可能性が考えられる。

校田授口帳は受領功過のための租帳勘会に必須とされ、形式的には租帳ともども12世紀においても作成されていたことが確認できる。

大里郡坪付も、内容は10世紀以前のものだとしても、上述の基礎資料として11世紀

に形式的に転写、作成されたものが、受領との関係で反古とされ、撰関家周辺にもちこまれ延喜式書写の料紙とされたとみてもよい。なお寛弘元年は讃岐国戸籍が作成されているように造籍年である。

その受領として注目されるのが寛弘元年(1004)に武蔵守に任じられた平行義である。行義自身には道長の家司と明記された史料は見当たらないが、兄弟重義、理義、子の範国、行親、行親の子定家たちが道長・頼通の家司ないし家司的存在であり、孫の定家は、前述のように九条家本延喜式の料紙として紀伊国郡許院収納所進未勘文を持ち込んでいる。

行義とその子孫の高棟流平氏との関係で九条家本延喜式の料紙を考えてみる必要がある。

④戸籍様文書および寛弘元年讃岐国戸籍と讃岐の受領

巻11紙背の戸籍類は、Ⅰ年未詳某国戸籍A、Ⅱ年未詳某国戸籍B、Ⅲ寛弘元年(1004)讃岐国大内郡入野郷戸籍、Ⅳ長徳4年(998)某国戸籍の4通の断簡である。

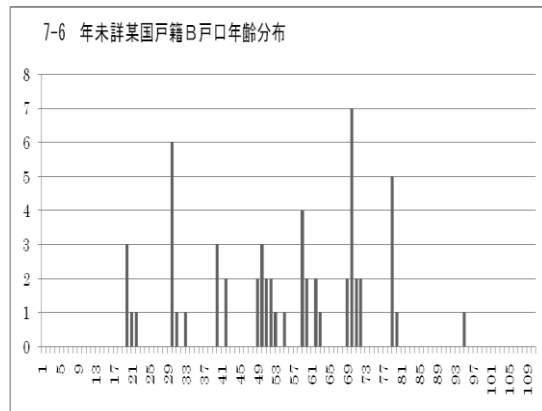
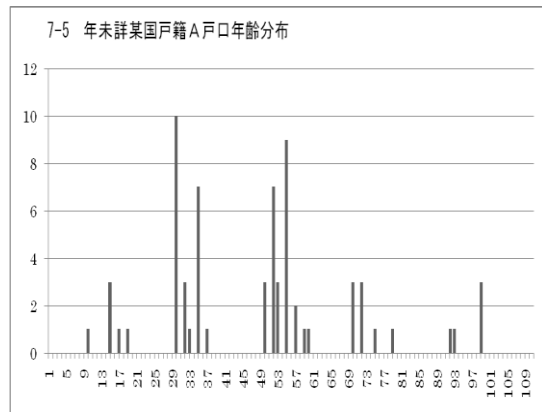
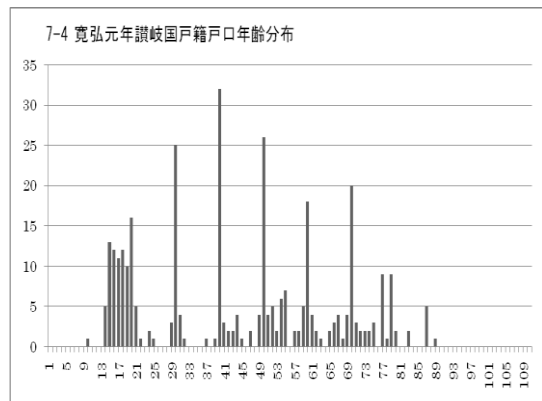
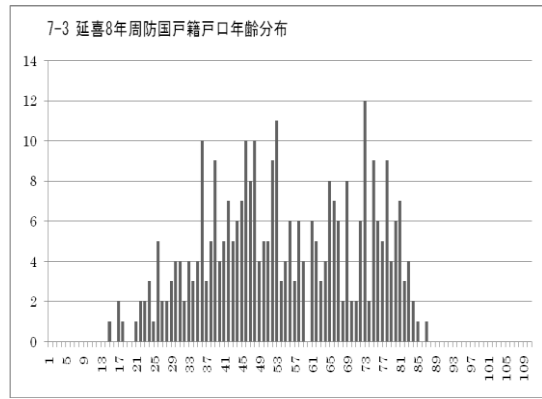
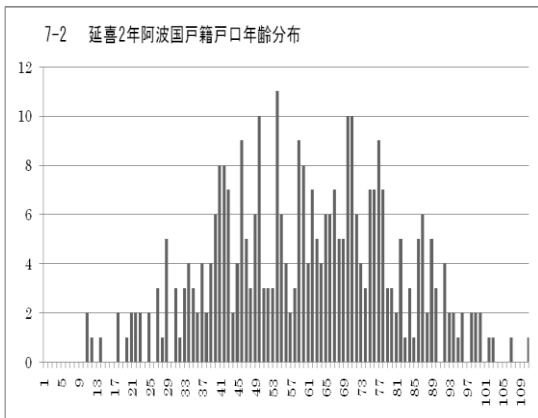
まずすべてを東京国立博物館蔵原本デジタル画像から翻刻した()。

Ⅰ～Ⅲはいずれも各紙間に切断による五行程度の脱落が想定される。紙背利用にあたって継目裏書部分を切除したためだと考えられる。したがってその切除部分を想定した断簡復原を行った。

また戸籍の特徴を分析するための材料提供のため、Ⅰ～Ⅳ、および延喜2年阿波国戸籍、延喜8年周防国戸籍の戸口一覧表、戸口年齢分布グラフを作成した。

(<http://www.hist.shimane-u.ac.jp/Nihonshi/Obinata/kaken2011/諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究.pdf>)

ここでは、以下にⅢの戸口年齢グラフを提示しておく。



長徳4年某国戸籍は、戸籍そのものではなく、戸籍をもとに国衙で二次的に作成された

ものと考えられる。

寛弘元年讃岐国大内郷戸籍は、擬制性のはなはだしさは指摘されてはいるが、延喜2年(902)阿波国戸籍、延喜8年周防国戸籍ほど女子比率は高くない。むしろ男女を通じて10歳未満の戸口が一人も記載されていない、上掲グラフにみられるように年齢分布が10歳間隔で極端に偏っているという特徴がみられる。これは一定間隔で戸口が一括新附された形跡を示している。

また継目裏書は有していたらしいものの、印が捺されておらず、進官されたものとはみなせない。

こうした特徴は、課丁数の問題よりも班田対象者数の把握、提示としてみた方がよい。前述の大里郡坪付同様に校田授口帳の前提資料としての役割を問題提起しておきたい。年末詳某国戸籍も同様に考えてもよい。

だとすれば、寛弘元年讃岐国は受領によって反古紙とされ延喜式書写料紙として使用されたと考えられる。寛弘元年の讃岐守は源高雅であり、道長の近親者、家司として大きな役割を果たしていた。また寛弘年間には道長は精力的に典籍の書写を進めていた。源高雅によって寛弘元年戸籍が持ち込まれた可能性は高い。

ただし源高雅以降も、大江清通、源济政、藤原憲房、藤原邦恒、藤原隆佐と道長、頼通の親近者、家司または家司的存在が多く受領をつとめており、彼らによって持ち込まれた可能性も考えられる。

しかし、「上野国交替実録帳」にみられるように11世紀には戸籍が国衙に保管されていない状況、上述の分析が正鵠を射ているとすれば、受領功過のための各種公文の前提資料として作成されたもので、個々の受領に付随するものだと考えられれば、寛弘元年(1004)が功過の対象年限に含まれる受領に付随するものとみてよいと思われる。

これら平安期の戸籍は著しい偽籍の状況を示しているとして、古代戸籍研究の中ではまともに検討されることが少なく、史料的人格も不明だった。本研究により、史料的人格を明らかにするための課題を提起できたと考える。

(a)～(f)の翻刻、国司表、史料・データ整理と詳細な論考は『諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究』として冊子にまとめ(2012年3月)、下記WebサイトにもPDFファイルで掲載した。

<http://www.hist.shimane-u.ac.jp/Nihonshi/Obinata/kaken2011/諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究.pdf>

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ①大日方克己「出雲国司補任表(稿)大宝元年～保元元年」(『松江市史研究』3号、査読無、2012、pp.75-85)
- ②大日方克己「九条家本延喜式紙背の国衙関係文書」(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』第7号、査読無、2011、pp.1-14)
- ③大日方克己「長元四年の杵築大社顛倒・託宣事件」(『アジア遊学135 出雲文化圏と東アジア』、勉誠出版、査読無、2010、pp.38-45)

[図書] (計1件)

- ①大日方克己『諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究(平成21年度～平成23年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書)』、2012年3月)

[その他]

ホームページ等

<http://www.hist.shimane-u.ac.jp/Nihonshi/Obinata/kaken2011/諸国公文・財政文書と受領の基礎的研究.pdf>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大日方 克己(OBINATA KATSUMI)
島根大学・法文学部・教授
研究者番号 80221860

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：